

議案第10号

横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則中
改正について

横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を次の
ように改正する。

平成28年3月25日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青 木 克 明

横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則の
一部を改正する規則

横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則（平成16年横
須賀市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第2項」に、「市立高等学校及び
市立幼稚園の教育職員の給与等に関する条例（昭和30年横須賀市条例第16号）
別表第1に規定する高等学校教育職給料表の適用を受ける職員」を「市立高等
学校又は市立幼稚園に勤務する教育職員」に改める。

第5条の表校長の項中「校長」を「校長又は園長」に改め、同表中

上記以外の職員	教頭	校長	を
市立高等学校に勤務する校長及び教頭以外の職員	教頭	校長	
市立幼稚園に勤務する園長以外の職員		園長	に

改める。

第6条第1項中「助言指導者」の次に「（助言指導者が規定されていない場合は観察指導者。次項において同じ。）」を加える。

第7条第3項前段中「前項」を「前条第2項又は前項」に改める。

第8条、第9条第2項及び第10条第1項中「校長」の次に「又は園長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正（平成26年法律第34号）に伴い、所要の条文整備をするため、この規則を改正する。

[及び市立幼稚園] [人事評価]
横須賀市立高等学校の教育職員の勤務成績の評定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づき教育委員会が市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員の給与等に関する条例(昭和30年横須賀市条例第16号)別表第1に規定する高等学校教育職給料表の適用を受ける職員(以下「職員」という。)に対して行う人事評価に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が職務上の課題を認識して主体的に職務に取り組み、評価者がその職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって学校組織の活性化に資することを目的とする。

(評価者)

第5条 人事評価は、次の表の評価対象者の区分に応じて同表中欄及び右欄に掲げる助言指導者及び観察指導者(以下「評価者」という。)が行うものとする。

評価対象者の区分	助言指導者	観察指導者
校長 [又は園長]	教育総務部教職員課長	教育総務部長
教頭	校長	教育総務部教職員課長
[市立高等学校に勤務する校長及び教頭] 上記以外の職員	教頭	校長

市立幼稚園に勤務する園長以外の職員		園長
-------------------	--	----

(自己申告)

第6条 職員(特別評価の対象となる職員を除く。)は、評価期間の初日を基準日として、自己観察書に当該年度における自らの職務上の目標を記載し、助言指導者に提出するものとする。
[(助言指導者が規定されていない場合は観察指導者。次項において同じ。)]

2. 職員は、前項において設定した目標に対する職務遂行の状況を自己観察書に、職務内容の評価を観察指導記録に記載し、教育長が指定する日までに助言指導者に提出するものとする。

(評価者の責務)

第7条 助言指導者は、前条第1項の規定により自己観察書の提出を受けたときは、職員の目標設定及び職務遂行について、適切な指導及び助言を行うものとする。

2 助言指導者は、前条第2項の規定により自己観察書及び観察指導記録の提出を受けたときは、教育長が別に定める評価基準に基づく1次評価を行い、その結果を自己観察書及び観察指導記録に記載し、教育長が指定する日までに観察指導者に提出しなければならない。

3 観察指導者は、^{前条第2項又は}前項の規定により自己観察書及び観察指導記録の提出を受けたときは、教育長が別に定める評価基準に基づく最終評価を行い、その結果を観察指導記録に記載するものとする。この場合において、前項の規定により記載された助言指導者の評価を参考とするものとする。

4 観察指導者は、前項の規定による記載を終えた後、教育長が指定する日までに自己観察書及び観察指導記録を教育長に提出しなければならない。

(教育長の指導及び助言)

第8条 教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長^{又は園長}に対し、再評価の実施その他の必要な指導及び助言を行うものとする。

(評価結果の取扱い)

第9条 評価者は、人事評価において知り得た情報の取扱いに関しては、横須賀市個人情報保護条例(平成5年横須賀市条例第4号)に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 校長^{又は園長}が行った定期評価の最終評価は、教育長の定めるところにより、評価対象である職員に提示するものとする。

3 特別評価は、評価対象である職員の指導育成の基礎資料として活用するものとする。

(苦情の申出)

第10条 前条第2項の規定により開示を受けた職員は、校長^{又は園長}の評価に不満があるときは、教育長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 教育長は、前項に規定する苦情を受けた場合は、前項の申出に正当な理由があると認めて必要な措置を執る場合を除き、人事評価苦情審査会に意見を聴かななければならない。

3 教育長は、人事評価苦情審査会の提案を受けたときは、当該提案を参考にして、必要な措置を執らなければならない。